

2001年4月6日

サイボウズ株式会社  
〒112-0004 東京都文京区後楽1-4-14  
後楽森ビル18階  
URL <http://cybozu.co.jp/>  
E-mail [info@cybozu.co.jp](mailto:info@cybozu.co.jp)

## 新株引受権方式によるストックオプションの付与に関するお知らせ（商法第280条ノ19に規定する新株引受権の付与）

当社は、平成13年4月6日開催の取締役会において、従業員に対する新株引受権方式によるストックオプションの付与について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. スtockオプション付与の理由

当社従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とする。

#### 2. スtockオプション制度の概要

##### (1) 新株引受権の付与対象者

本総会終結の時に在任または在職する従業員35名。

##### (2) 新株引受権の行使によって発行する株式の種類

当社無額面普通株式。

##### (3) 新株引受権の行使によって発行する株式の数

合計129株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、本新株引受権のうち、当該時点で対象者が行使していない新株引受権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる0.01株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(4) 新株式の発行価額（新株引受権の行使価額）

本新株引受権の目的たる株式1株あたりの発行価額（以下、単に「発行価額」とする。）は、権利付与日前日から遡って30日間の各日（ただし、取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所の当社無額面普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額とする。ただし、権利付与日における東京証券取引所の当社無額面普通株式の終値がこれを上回るときは当該価格とする。

なお、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により発行価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\begin{array}{rcccl} & \text{既発行} & & \text{調整前} & & \text{新発行} & & \text{1株当たり} \\ & \text{株式} & & \text{発行価} & & \text{株式} & & \text{り} \\ \text{調整後発行価額} & \text{数} & \times & \text{額} & + & \text{数} & \times & \text{払込金額} \\ = & & & & & & & \\ & & & \text{既発行株式数} & + & \text{新発行株式数} & & \end{array}$$

(5) 権利行使期間 平成 15年 4月 26日から平成 19年 6月 6日までとする。

(6) 権利行使の条件

- ① 対象者は、新株引受権の行使時において、従業員であることを要する。
- ② 前項にかかわらず、対象者が従業員の地位を喪失した場合であっても、対象者である従業員が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条4項に規定され

る関連会社または子会社に転籍した場合には、本新株引受権を行使することができるものとする。

- ③ 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合 または新株引受権の付与の目的上対象者に新株引受権を行使させることが相当でないとする事由が生じた場合は、対象者に付与された新株引受権は直ちに失効し、その後新株引受権を行使することができないものとする。
- ④ 新株引受権の譲渡、質入その他一切の処分は認められないものとする。
- ⑤ 対象者の相続人は本新株引受権を行使することができないものとする。
- ⑥ 対象者は、付与を受けた本新株引受権の全部又は一部を行使することができる。
- ⑦ 対象者は、新株引受権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額が年間（1月1日から12月31日まで）金1,000万円を超えないように、付与を受けた新株引受権を行使しなければならない。
- ⑧ 新株引受権に関するその他の細目事項については、本総会以後に開催される取締役会決議によるものとする。

（注）上記内容については、平成13年4月26日開催予定の当社定時株主総会において、新株引受権の付与が承認可決されることを条件といたします。

以上

---

《本件に関するお問い合わせ先》

サイボウズ株式会社 <http://cybozu.co.jp/>  
〒112-0004  
東京都文京区後楽1-4-14後楽森ビル18階  
最高財務責任者 山田 理  
[ir@cybozu.co.jp](mailto:ir@cybozu.co.jp)